

令和5年5月30日

令和5年第3回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

承第 1 号	専決処分の承認について（専第 3 号 恵那市税条例の一部改正について）	5
承第 2 号	専決処分の承認について（専第 4 号 恵那市都市計画税条例の一部改正について）	11
承第 3 号	専決処分の承認について（専第 5 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について）	13
承第 4 号	専決処分の承認について（専第 7 号 令和 5 年度恵那市一般会計補正予算（第 1 号））	15
議第 4 2 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	29
議第 4 3 号	恵那市税条例の一部改正について	31
議第 4 4 号	恵那市介護保険条例の一部改正について	35
議第 4 5 号	恵那市水道事業給水条例の一部改正について	37
議第 4 6 号	恵那市火災予防条例の一部改正について	39
議第 4 7 号	財産の取得について	43
議第 4 8 号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について	45
議第 4 9 号	令和 5 年度恵那市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊

承第 1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和5年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 3号

恵那市税条例の一部改正について

恵那市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を
する。

令和5年3月31日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市税条例の一部を改正する条例

恵那市税条例（平成16年恵那市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項を次のように改める。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第1項及び第2項中「3輪」を「三輪」に改める。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を

「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の恵那市税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）

（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対

象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承第 2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和5年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 4号

恵那市都市計画税条例の一部改正について

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専
決処分をする。

令和5年3月31日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵那市都市計画税条例（平成 16 年恵那市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 13 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 25 項、第 32 項から第 34 項まで、第 36 項若しくは第 40 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 24 項、第 31 項から第 33 項まで、第 35 項、第 39 項若しくは第 46 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の恵那市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 13 項の規定の適用については、同項中「、第 43 項若しくは第 46 項」とあるのは、「若しくは第 43 項」とする。

承第 3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和5年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 5号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和5年3月31日専決

恵那市長 小坂 喬峰

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例（平成 20 年恵那市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

承第 4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和5年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 7号

令和5年度恵那市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度恵那市の一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和5年4月25日専決

恵那市長 小坂 喬峰

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,728,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,403,452	48,500	2,451,952
	2 国庫補助金	1,038,105	48,500	1,086,605
歳入	合計	26,680,000	48,500	26,728,500

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		7,615,400	48,500	7,663,900
	2 児童福祉費	3,039,070	48,500	3,087,570
歳 出	合 計	26,680,000	48,500	26,728,500

予算説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	7,615,400	48,500	7,663,900
歳出合計	26,680,000	48,500	26,728,500

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	2,403,452	48,500	2,451,952
	2	国庫補助金	1,038,105	48,500	1,086,605
		2 民生費国庫補助金	171,269	48,500	219,769

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費 補助金	48,500	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	1,600 46,900

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	7,615,400	48,500	7,663,900	48,500	
	2	児童福祉費	3,039,070	48,500	3,087,570	48,500	
		2 児童福祉対 策費	1,369,110	48,500	1,417,610	国庫支出金 48,500	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	146	○ 子育て世帯生活支援特別給付金事業費（安心子育て）	48,500
		時間外勤務手当	146
10 需用費	156	消耗品費	100
		印刷製本費	56
11 役務費	266	通信運搬費	120
		手数料	146
12 委託料	1,032	業務委託料	1,032
		給付金	46,900
18 負担金補助 及び交付金	46,900		

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	934 (420)	688,946 (666,811)	1,970,099	1,452,487	4,111,532 (666,811)	742,833 (95,320)	4,854,365 (762,131)	
補正前	934 (420)	688,946 (666,811)	1,970,099	1,452,341	4,111,386 (666,811)	742,833 (95,320)	4,854,219 (762,131)	
比 較	0 (0)	0 (0)	0	146	146 (0)	0 (0)	146 (0)	

※ () 内は会計年度任用職員の内数

職員手当の内訳

区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外手当	休日勤務手当
補正後	48,837	68,976	16,991	47,651	912	15,145	168,132	13,579
補正前	48,837	68,976	16,991	47,651	912	15,145	167,986	13,579
比 較	0	0	0	0	0	0	146	0

区分	夜間勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当組合負担金	合 計
補正後	4,063	1,507	348	416,338	356,907	293,101	1,452,487
補正前	4,063	1,507	348	416,338	356,907	293,101	1,452,341
比 較	0	0	0	0	0	0	146

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明 (千円)	備考	
職員手当	146	その他の 増減分	146	管理職手当	0	
				扶養手当	0	
				住居手当	0	
				通勤手当	0	
				単身赴任手当	0	
				特殊勤務手当	0	
				時間外手当	146	
				休日勤務手当	0	
				夜間勤務手当	0	
				宿日直手当	0	
				管理職員特別勤務手当	0	
				期末手当	0	
				勤勉手当	0	
				退職手当組合負担金	0	

議第 4 2 号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する国民健康保険料の減免に関する所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 条第 1 項中「令和 3 年度分及び令和 4 年度分の保険料（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）」を「令和 4 年度分の保険料（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）」に、「令和 4 年 3 月」を「令和 5 年 3 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

議第 4 3 号

恵那市税条例の一部改正について

恵那市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税の導入に伴う改正など所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市税条例の一部を改正する条例

恵那市税条例（平成16年恵那市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」

を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第80条、第81条、第81条の3、第81条の6及び第81条の8中「3輪」を「三輪」に改める。

第82条第1号イ及びウ中「2輪」を「二輪」に改め、同号エ中「3輪以上」を「三輪以上」に、「及び」を「、」に、「3輪のもの」を「三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付き自転車」に改め、同条第2号ア（ア）中「2輪」を「二輪」に改め、同号ア（イ）中「3輪」を「三輪」に改め、同号ア（ウ）中「4輪」を「四輪」に改め、同条第3号中「2輪」を「二輪」に改める。

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第15条の3中「3輪」を「三輪」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の9第2項並びに第38条第1項の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定、附則第15条の2第4項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の恵那市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の恵那市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けべき恵那市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けべき給与について提出した同条第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議第 4 4 号

恵那市介護保険条例の一部改正について

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する介護保険料の減免に関する所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例

恵那市介護保険条例（平成 16 年恵那市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 1 項中「令和 3 年度分及び令和 4 年度分の保険料（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）」を「令和 4 年度分の保険料（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）」に、「令和 4 年 3 月」を「令和 5 年 3 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

議第45号

恵那市水道事業給水条例の一部改正について

恵那市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

適格請求書等保存方式の導入に伴い、消費税算定の方式を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市水道事業給水条例の一部を改正する条例

恵那市水道事業給水条例（平成 16 年恵那市条例第 238 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「料金」を「1 月分の料金」に改め、「合計額」の次に「を 2 で除して得た額」を加え、「その額」を「それぞれ算出して得た額」に改める。

第 29 条第 1 項中「を 2 か月にわたり、各月 2 分の 1 の額」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

（恵那市下水道条例の一部改正）

- 2 恵那市下水道条例（平成 16 年恵那市条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 5 項中「恵那市水道事業給水条例」の次に「第 23 条、」を、「この場合において」の次に「、同条例第 23 条中「別表第 1 に定める基本料金と従量料金」とあるのは「別表に定める定額料金と超過料金と」と」を加える。

（恵那市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正）

- 3 恵那市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 5 項中「恵那市水道事業給水条例」の次に「第 23 条、」を、「この場合において」の次に「、同条例第 23 条中「別表第 1 に定める基本料金と従量料金」とあるのは「別表に定める定額料金と超過料金と」と」を加える。

議第46号

恵那市火災予防条例の一部改正について

恵那市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の基準を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市火災予防条例の一部を改正する条例

恵那市火災予防条例（平成 16 年恵那市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 10 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 10 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 12 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 13 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号を第 18 号とし、同項第 16 号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主

として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第15条第1項中「日本産業規格」の次に「(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)」を加える。

第22条第3項を削り、同条第4項中「次」を「次の各号」に改め、同項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならぬ」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第22条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第32条第1項各号列記以外の部分中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第1号ア及び同項第2号中「別表第3備考第6号エ」を「別表第2備考6エ」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第33条第1項第5号中「別表第3備考第5号」を「別表第2備考5」に改め、同条第2項第2号中「別表第3備考第9号」を「別表第2備考9」に改め、同項第3号イ及びエ並びに同項第4号イ中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第33条の2及び第45条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の恵那市火災予防条例(以下「新条例」という。)第10条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 22 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 22 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 22 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第48号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 小木曾 重之
生年月日

（提案理由）

現委員に欠員が生じたため、新たに小木曾重之氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

